

年末調整と合計所得金額

国税庁から「令和 6 年分 年末調整のしかた」が公表されました。2023 年と比べて変わった点としては**定額減税**があります。令和 6 年 6 月 1 日より後に入社した社員や国外から帰任した社員についても年末調整で定額減税を受けるためご注意ください。

また定額減税の対象となる扶養親族等の判定においては収入金額ではなく**合計所得金額**を用いますので、合計所得金額の求め方をご紹介します。

定額減税の実施

年末調整の際には、**年末調整時点**の定額減税の額（以下「年調減税額」という）を算出します。

* 定額減税実施時と年末調整時において扶養親族等の増減があったときは年末調整時に再計算されます。

定額減税の対象者と年調減税額

対象者	所得基準等	年調減税額
納税者本人	合計所得金額 1,805 万円以下	3 万円
同一生計配偶者	合計所得金額 48 万円以下	3 万円
扶養親族	合計所得金額 48 万円以下	3 万円
	国外居住親族	対象外

* 居住者のみが対象

扶養親族とは

その年の 12 月 31 日（納税者が年の中で死亡しまたは出国する場合は、その死亡または出国の時）の現況で、次の 4 つの要件のすべてに当てはまる方をいいます。

- (1) 配偶者以外の親族
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の**合計所得金額が 48 万円以下**であること。
- (4) 青色申告者の事業専従者等でないこと。

合計所得金額とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額

申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の 2 分の 1 の金額

【各種所得の求め方】**・事業所得（フリーランス等）**

総収入金額から必要経費を控除した後の金額になります。

必要経費とは事業収入を得るために必要な売上原価や販売費及び一般管理費、その他の費用になります。

・給与所得

給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超～180 万円以下	収入金額×40%-10 万円
180 万円超～360 万円以下	収入金額×30%+8 万円
360 万円超～660 万円以下	収入金額×20%+44 万円
660 万円超～850 万円以下	収入金額×10%+110 万円
850 万円超	195 万円

・配当所得

利益の配当などの収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子を控除した後の金額になります。

*確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等については配当所得の収入金額に含まれません。

・雑所得（公的年金）

公的年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した後の金額になります。

・退職所得（一般）

一般退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に 1 / 2 を乗じた金額になります。